

多治見市子ども食堂運営等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、子ども食堂運営等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 補助金は、子ども食堂（支援を必要とする子どもに対し、地域において食事の提供を主とした支援を提供する取組を実施する場をいう。以下同じ。）の設置及び運営に対し、その経費の一部を補助することにより、子どもの居場所づくりを通じて地域における子どもの権利の保障を推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、多治見市の区域内における子ども食堂の設置及び運営であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 利用者は、子ども（18歳未満の者をいう。以下同じ。）であって、市内に在住し、支援を必要とするものであること。ただし、その者の保護者並びにその他の子ども及び地域の高齢者、障害者等が利用することを妨げない。
- (2) 年間又は第8号ただし書に規定する年間の長期休業期間において、1回の開催つき平均して10人以上の子どもが利用していること。
- (3) 食事の提供における子どもに係る負担は、無料又は低額（食材費相当額程度）であること。また、18歳以上の者に係る負担は、実費相当額とすること。
- (4) 管轄の保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等の所要の衛生管理を行うこと。
- (5) 食事の提供のほか、学習面での支援、レクリエーション活動の場の提供等により、子どもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- (6) 開催時においては、常駐の責任者を配置すること。
- (7) 設備、周囲の環境、開催時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入する等の安全確保に努めること。
- (8) 計画的に開催し、年間（子ども食堂を年度の途中で設置した場合にあっては、設置月から年度末まで）を通じて1月に平均1回以上開催すること。ただ

し、多治見市立小中学校の長期休業期間に限定して開催する場合においては、年間の長期休業期間中に合計して8回以上開催すること。

(9) 翌年度以降も継続的に実施する見込みがあること。

(10) 子どもが幅広く参加できるよう広報等を行うこと。

(11) 営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行わないこと。

(12) 市から活動状況の報告及び確認を求められた場合は、積極的に協力すること。

(13) 補助金の交付を受けようとする年度において、補助の対象となる経費について市から他の補助金の交付を受けないこと。ただし、交付対象となる経費が重複しない場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、子ども食堂1箇所につき、通算して3年度までとする。ただし、補助対象者が実質的に同一である、開催場所を変更したのみである等市長が同一の子ども食堂と認める場合は、通算するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 定款、会則等を備えていること。

(2) 補助対象事業とその他の事業等に係る経費を区分し、収支を明らかにしていること。

(3) 活動内容が、公序良俗に反していないこと。

(4) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(5) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。ただし、子ども食堂の設置又は既存の子ども食堂の事業内容の拡充に係る経費については、市長が適当と認めるものに限り、1の子ども食堂につき第3条第2項に規定する3年度のうち1年度に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の支出額から子ども食堂に係る収入を控除して得た額と年度内において子ども食堂を開催した回数に10,000円を乗じて得た額と

のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、200,000円（子ども食堂を設置し、又は既存の子ども食堂の事業内容を拡充した年度（1年度に限る。）にあっては、300,000円）を限度とする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の開始前又は会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の4月30日までに、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号。以下「補助金交付要綱」という。）第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- （1） 事業計画書（別記様式第1号）
- （2） 収支予算書（別記様式第2号）
- （3） 誓約書（別記様式第3号）
- （4） 定款、会則等
- （5） 構成員名簿その他団体の概要が分かる書類
- （6） 市民税、消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書

（実績報告）

第8条 補助事業者（補助金交付要綱第5条に規定する補助金交付指令書の交付を受けた者をいう。）は、補助対象事業を完了した日から30日を経過した日又は補助を受ける年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて補助金交付要綱第7条に規定する補助事業実績報告書を市長に提出するものとする。

- （1） 収支決算書（別記様式第4号）
- （2） 事業実施報告書（別記様式第5号）
- （3） 写真その他の補助事業の実施状況が分かる書類

（関係書類の保管）

第9条 補助対象事業に係る帳簿等については、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行し、平成30年度に実施する補助対象事業（告示の日前に同年度における開催を全て終えている場合を除く。次項において同じ。）から適用する。

2 平成30年度に実施する補助対象事業については、第7条の規定にかかわらず、事業の開始前又は平成31年2月20日までに申請するものとする。

（多治見市補助金等交付要綱の一部改正）

3 補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 3 民生の款2 児童福祉対策事業の項2 国、県の補助制度に基づく事業の目に次のように加える。

8 子ども食堂運営等支援事業						
1	子ども食堂運営等支援事業	市の子ども食堂運営等支援補助金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。	県の補助率2分の1

別表（第5条関係）

消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食材費、役務費、保険料、施設賃借料、備品購入費及び備品リース料その他市長が必要と認める経費